株 主 各 位

兵庫県姫路市豊沢町79番地

WDBホールディングス株式会社

代表取締役社長 中野敏光

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛が強く要請される事態に至っております。このような状況ではありますが、当社第37期定時株主総会の開催について慎重に検討いたしました結果、昨年度と同様に、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、十分な感染対策の上、ご来場いただきますよう、お願い申し上げます。なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月22日(水曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2022年6月23日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時10分)
- 2. 場 所 兵庫県姫路市豊沢町79番地 当社本社ビル5階講堂
- 3. 目的事項

[報告事項]

- 1. 第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 計算書 類報告の件

[決議事項]

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(https://www.wdbhd.co.jp/)に掲載させていただきます。
- 3. 株主総会終了後に、株主の皆様との交流の場として、株主懇談会(事業説明会および株主懇親食事会)を予定しておりますので、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。なお、事業説明会は株主総会会場と同じ会場で、株主懇親食事会は株主総会会場と隣接した会場で開催いたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、株主懇親食事会を中止する場合は、当社ウェブサイト(https://www.wdbhd.co.jp/)でお知らせいたします。

<株主総会当日の対応について>

- 株主総会に出席する当社役員および運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- ・受付および会場各所に消毒液を設置いたします。
- ・受付にて検温を行わせていただきます。その結果、発熱されている方および、そ の他体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただきます。
- ・総会中も、総会会場は閉め切らず、換気が行えるよう留意いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいます ようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会 場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月23日 (木曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時10分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議 案に対する賛否をご表示の 上、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日 (水曜日) 午後5時到着分まで



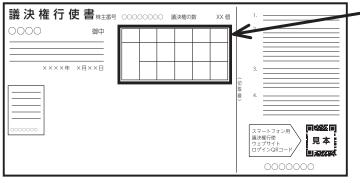
インターネット等で議決権を 行使される場合

次ページのご案内に従って、 議案に対する賛否をご入力く ださい。

行使期限

2022年6月22日 (水曜日) 午後5時入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

-こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合
- ≫「賛」の欄に○印
- 反対の場合
- ≫ 「否 | の欄にO印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合
- ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合
- ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合
- 「賛」の欄に○印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力すること なく議決権行使ウェブサイトにログインすることが できます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- **2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回 に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向け サイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けましたが、ワクチン接種率の上昇や、感染防止対策を取った上での事業活動が定着したことにより、当社グループが行っている事業への影響は軽微に留まりました。

国内の雇用情勢に目を向けますと、厚生労働省が発表した有効求人倍率(季節調整値)は、2021年4月~2022年3月の平均が1.16倍となり、前年度に比べ0.06ポイント上昇いたしました。また、総務省が発表した完全失業率(季節調整値)は、2021年4月~2022年3月の平均が2.8%となり、前年度と比べ0.1ポイント低下いたしました。雇用情勢は、前連結会計年度と比較して改善し、当社グループの主要顧客である、医薬・化学・食品などの製造業における研究所・品質管理部門及び、大学研究室・公的研究機関での、人材派遣サービスに対する需要も、回復いたしました。

人材サービス事業では、営業活動及び求職者の募集活動を積極的に行った結果、新規派遣依頼数及び受注数は、コロナ前の水準に回復いたしました。また、WDB株式会社においては、2021年4月にリリースした、派遣サービス提供のためのプラットフォーム「doconico(ドコニコ)」の普及活動に努め、その結果、顧客及び派遣スタッフの利用率は、順調に高まりました。

CRO事業については、国内ではWDBココ株式会社の経営成績が堅調に推移いたしました。また、海外においては、フィンランドの経営成績が堅調に推移いたしました。一方、インドにおける合成実験代行事業からは、撤退いたしました。

以上のような活動の結果、当連結会計年度の売上高は46,875百万円(前期比6.2%増)となりました。事業別の構成比は、人材サービス事業が85.9%、CR 〇事業が13.5%、その他事業が0.6%であります。営業利益は6,314百万円(前期比23.6%増)、経常利益は6,393百万円(前期比21.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,171百万円(前期比22.5%増)となりました。なお、当社が重視している経営指標である、売上高営業利益率は13.5%(前期比1.9ポイント増)、売上高経常利益率は13.6%(前期比1.7ポイント増)、ROEは17.8%(前期比1.2ポイント増)となりました。

部門別概況

部門別の内訳につきましては、次のとおりであります。

(単位:千円)

				第36期	期	第37期(前期比		
					売上高	構成比	売上高	構成比	増減
人才	材サ	ーヒ	`ス事	業	39,024,764	88.4%	40,247,155	85.9%	3.1%
С	R	0	事	業	4,839,476	11.0%	6,330,145	13.5%	30.8%
そ		の		他	261,947	0.6%	298,662	0.6%	14.0%
	合		計		44,126,189	100.0%	46,875,964	100.0%	6.2%

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ガスインジェクション装置等やバイオ関連機器の開発製造事業を含んでおります。 上記の金額には、消費税等の金額は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資の総額は6,429,199千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「人材サービス事業」及び「CRO事業」を主な事業領域としており、「研究」に関わる分野において「プラットフォーム」を活用することにより、より高い付加価値を創出していくことを経営目標としております。「埋もれた価値を発掘し、新たな価値を創造していく会社でありたい」という経営理念の下、理学系研究職派遣サービスを中心に、事業を行っております。

人材サービス事業の事業環境については、新型コロナウイルス感染症の流行が 依然として収束しておりませんが、ワクチンおよび感染対策の普及によって、経 済活動への影響は軽減され、国内の採用環境は、再び逼迫しております。

当社は、そのような事業環境に対応するため、全国に派遣社員を対象とした研修施設を持ち、実務経験が豊富ではない求職者であっても、就業ができる仕組みをつくり上げてまいりました。また、雇用した派遣社員が長期間安心して働くことができるよう、就業中の手厚いフォローと研修を行う体制も、長年かけて整えております。

それらに加え、2023年3月期、2024年3月期の2年間をかけ、事業の質的 転換を行います。派遣スタッフへの報酬をアップし、研修とフォローの仕組みを より強化することでスタッフの調達力を大きく高め、今まで以上に顧客満足・ス タッフ満足を追求していきます。報酬アップの原資は、doconico(ドコニコ) をはじめとしたプラットフォームを通じて業務を効率化し、販管費を削減するこ とで捻出します。また、同様の戦略を取ることで事務職派遣市場へも本格的に参 入いたします。営業利益率は若干低下いたしますが、10%は維持し、市場の占有 率をより高めることによって、売上、利益を拡大してまいります。

CRO事業については、製薬企業を取り巻く環境が厳しくなり続けていることから、CROへの委託ニーズがより高まっており、市場規模は拡大していく見通しです。また、既存のCROは、経験者を高給で採用し、受託した業務を処理する事業モデルであるため、高コスト体質から抜けきれておらず、それが製薬企業への受託料金の高止まりにも反映されております。当社は派遣業界で培ったノウハウを活かし、未経験者を採用して育成し、経験者と組み合わせて業務を処理する事業モデルを取ることで、受託料金を下げながらも高品質のサービスを提供しております。このノウハウは海外でも通用するという考えのもと、海外へも進出し、事業展開を行っております。

また、人材サービス事業と同様に、プラットフォームを通じた事業展開を行い、より利便性の高いサービスを顧客に提供してまいります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 当社は、2022年2月25日を効力発生日として、子会社であった株式会社カケンジェネックスの全株式を株式会社カケン商事に譲渡いたしました。

(9) 財産および損益の状況の推移

期 別区 分	第34期 2019年3月期	第35期 2020年3月期	第36期 2021年3月期	第37期(当期) 2022年3月期
売 上 高 (千円)	41,569,779	43,108,338	44,126,189	46,875,964
経常利益(千円)	4,989,090	4,961,186	5,243,922	6,393,458
親会社株主に帰属 (千円)	2,922,634	3,114,138	3,405,323	4,171,272
1株当たり当期純利益(円)	147.31	156.97	171.79	211.32
総 資 産 (千円)	23,462,893	26,545,151	30,619,873	33,828,472
純 資 産 (千円)	16,273,791	19,687,208	22,302,570	25,796,427
1株当たり純資産額(円)	820.28	974.38	1,105.08	1,272.25

⁽注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発 行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株 式を控除した株式数によっております。

- 2. 各期の純資産増減額のうち、増資等による主なものは下記のとおりであります。 第36期 2021年2月 自己株式取得 △274,800千円
- 3. 第37期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社議決権 比率	主要な事業内容
W D B 株 式 会 社	450,000千円	100%	理学系研究職の派遣および人材紹介
WDB工学株式会社	200,000千円	100%	工学系技術職の常用雇用派遣
WDBココ株式会社	275,940千円	68%	医薬品有害事象等の情報収 集および当局への報告業務
WDB臨床研究株式会社	50,000千円	100%	医薬品・臨床研究等に関わるデータマネジメント・統計解析業務
Oy Medfiles Ltd.	112千ユーロ	100%	医薬品等の申請・承認関連の支援業務 医薬分野におけるラボラ トリーサービス事業
株式会社コーブリッジ	50,000千円	100%	薬事申請サービス MF登録申請·国内管理人業務
DZS Clinical Services, Inc.	752千ドル	100% (100%)	医薬品等の申請·承認関連 の支援業務
ネゾット株式会社	200,000千円	100%	WDBグループの事業領域 における独自プラットフ ォームの立ち上げ・運 営・管理、新規事業の開 発推進

- (注) 1. 「当社議決権比率」の欄(内書)は間接所有であります。
 - 2. 2022年2月25日付で株式会社カケンジェネックスの全株式を株式会社カケン商事へ譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。
 - ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、理学系分野における人材派遣・人材紹介サービスを主な事業とし、その他に薬事申請・安全性管理業務の受託事業等を営んでおります。

(12) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

í	Ż	利	Ţ	所 在 地
本			社	兵庫県姫路市豊沢町79番地
東	京	本	社	東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング2F
子	Ŝ		社	W D B 株 式 会 社 東京都千代田区 W D B 工 学 株 式 会 社 東京都千代田区 W D B コ コ 株 式 会 社 東京都中央区 W D B 臨 床 研 究 株 式 会 社 東京都中央区 株 式 会 社 コ ー ブ リ ッ ジ 東京都千代田区 O y M e d f i l e s L t d . Kuopio,FINLAND DZS Clinical Services, Inc. NJ, USA ネ ゾ ッ ト 株 式 会 社 東京都千代田区

(13) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齡	平均勤続年数
5,069人(607人)	239人増(28人減)	37.22歳	3.85年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(時間給のフレックス社員およびパートタイマーを含みます。) は、当期の平均人員を () 外記で記載しております。
 - 2. 従業員数には、常用雇用派遣労働者数を含めて記載しております。

(14) 主要な借入先の状況(2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

80,240,000株

(2) 発行済株式の総数 20,060,000株 (自己株式320,866株含む)

(3) 株主数

3,692名

(4) 上位10名の大株主

株主名	持株数	持株比率
中野商店株式会社	株 9,659,600	% 48.94
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	1,351,965	6.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,291,400	6.54
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	725,100	3.67
中野・敏光	600,000	3.04
大塚 美樹	480,000	2.43
日本生命保険相互会社	400,000	2.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	371,000	1.88
THE BANK OF NEWYORK 133652	341,500	1.73
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	262,992	1.33

⁽注) 持株比率は、自己株式 (320,866株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

	地 位		位			氏	名		担当および重要な兼職の状況
代	代表取締役社長		中	野	敏	光	WDB株式会社 代表取締役		
									WDB工学株式会社 取締役
									WDBココ株式会社 取締役
									WDB臨床研究株式会社 取締役
									ネゾット株式会社 代表取締役
専	務	取	締	役	大	塚	美	樹	WDB株式会社 専務取締役
									WDB工学株式会社 取締役
									WDB臨床研究株式会社 取締役
									Oy Medfiles Ltd. Chairman
									株式会社コーブリッジ 代表取締役
取		締		役	中	峃	欣	也	経営企画部 部長
取		締		役	黒	\blacksquare	清	行	弁護士 (弁護士法人三宅法律事務所代表社員)
									株式会社不動テトラー社外取締役(監査等委員)
取		締		役	木	村	裕	史	弁護士 (木村法律事務所所長)
									フジプレアム株式会社 社外取締役
									播陽証券株式会社 社外監査役

地 位		氏	名]	担当および重要な兼職の状況
取 締 後 (常勤監査等委員)	鵜	飼	茂	_	WDB株式会社 監査役
					WDB工学株式会社 監査役
					WDB臨床研究株式会社 監査役
					株式会社コーブリッジ 監査役
取 締 後 (監 査 等 委 員)	濱濱	\blacksquare		聡	公認会計士(ハマダ税理士法人 代表社員)
					株式会社西松屋チェーン(社外取締役(監査等委員)
					グローリー株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取 締 後 (監査等委員)	有	\blacksquare	知	德	弁護士 (銀座中央法律事務所)
					長谷川香料株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役黒田清行、同木村裕史、同濱田聡、同有田知德の各氏は社外取締役です。
 - 2. 黒田清行、木村裕史、濱田聡、有田知徳の各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 3. 監査等委員鵜飼茂一氏は金融機関における長年の経験があり、また税理士資格も有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査等委員濱田聡氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する高度な知見を有するものであります。

(2) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く)	5名	131,960千円
(うち社外取締役)	(2名)	(8,400千円)
取締役(監査等委員)	3名	25,217千円
(うち社外取締役)	(2名)	(13,800千円)
計	8名	157,177千円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額23,975千円(取締役(監査等委員を除く)22,558千円、取締役(監査等委員)1,416千円)を含んでおります。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第33期定時株主総会において、年額250百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、5名(うち、社外取締役は2名)です。
 - 4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第33期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。

経営幹部・取締役の報酬決定の方針

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と退職慰労金とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、経営能力、功績、貢献度などに応じて決定しております。

経営幹部の報酬については、会社業績や経済情勢等を勘案したうえで、職 責と成果を反映させた体系としております。

監査等委員でない取締役の報酬については、上記方針に基づき代表取締役が原案を策定し、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により、具体的な金額を決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役黒田清行氏は、弁護士法人三宅法律事務所代表社員および株式会社不動テトラ社外取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当社と弁護士法人三宅法律事務所および株式会社不動テトラとの間には特別の取引関係はありません。

取締役木村裕史氏は、木村法律事務所所長、フジプレアム株式会社社外取締役および播陽証券株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と木村法律事務所、フジプレアム株式会社および播陽証券株式会社との間には特別の取引関係はありません。

取締役(監査等委員)濱田聡氏は、ハマダ税理士法人代表社員および株式会社西松屋チェーン社外取締役(監査等委員)、グローリー株式会社社外取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当社とハマダ税理士法人との間には特別の取引関係はありません。株式会社西松屋チェーンとの間には、当社の子会社であるWDB株式会社との間で、人材派遣サービス取引があります。また、グローリー株式会社との間には、当社の子会社であるWDB株式会社およびWDB工学株式会社との間で、人材派遣サービス取引があります。

取締役(監査等委員)有田知徳氏は、銀座中央法律事務所所属弁護士および 長谷川香料株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と銀座中央法 律事務所および長谷川香料株式会社との間には、特別の取引関係はありませ ん。

② 当事業年度における主な活動状況 取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

区分	氏 名	主な活動状況
→ A Hi kā ⁄心	黒田清行	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席し、議案審議等につき、主として弁護士としての専門的見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 - - - - -	木 村 裕 史	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席し、議案審議等につき、主として弁護士としての専門的見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	濱 田 聡	当事業年度開催の取締役会には、15回中13回出席し、監査等委員会には12回中10回出席いたしました。公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、特に経理・財務について専門的な立場から助言を行うなど、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	有 田 知 德	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席し、監査等委員会には12回中12回出席いたしました。主として弁護士としての専門的見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外役員の報酬等総額

「(2) 取締役の報酬等の額」に記載のとおりです。

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鵜飼茂一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役黒田清行氏、木村裕史氏 および取締役(監査等委員)鵜飼茂一氏、濱田聡氏、有田知徳氏との間で、会社法 第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過 失がない時に限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任 限定契約を締結しております。

(6) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社グループに所属する役員および管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の過誤、義務違反、不作為等を理由に提起された損害賠償請求等により被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為または故意による法令違反等に起因して損害賠償請求等が提起された場合には填補の対象としないこととしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

32.000千円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額

55.180千円

(注) 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を 踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推 移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥 当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行って おります。

(3) 非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、主に公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である内部統制報告制度対応に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が適格性・独立性を害する等の事由により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の基本方針を次のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制

- ① 当社は、持株会社として当企業集団全体の法令等遵守の基本方針や行動基準等を明確にするため、コンプライアンス体制に関する規定(コンプライアンスマニュアル)と当企業集団の取締役及び使用人の行動規範として「WDBG行動規範」を定め、法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス研修や委員会活動を通じて、コンプライアンス体制の構築及び運用の推進を図る。
- ③ 使用人等は、社内通報制度に基づき、当企業集団の事業活動に法令違反の疑義のある行為や当企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、リスク管理規程及び対応マニュアル(コンプライアンスマニュアル・反社会的勢力対応マニュアル)の整備、外部専門機関との連携を図り、取引の防止に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社取締役会規程及び社内規程等に従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各種規程等の見直し等を行うものとする。
- ② 取締役又は監査等委員からの閲覧要請があった場合、当該情報を閲覧できる体制を敷く。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は取締役会がリスク管理に関する統制方針、体制に関する重要事項に関する審議を行い、リスク管理規程を定める。取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
- ② 不測の事態が発生した場合、リスク管理規程に従い迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限にとどめる体制を整備する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月開催の定例取締役会の他、必要に応じて臨時に招集、開催し、取締役間の意思疎通と取締役相互の職務執行を監督することにより、迅速で適切な意思決定を行う。
- ② 組織規程、職務権限規程、稟議規程により、取締役の担当する業務執行、チェック機能を明確にすることで、適正かつ効率的な意思決定を行える体制を整備する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、毎月開催の取締役会 又は子会社会議あるいは当社業務執行取締役、全子会社の取締役、執行役員、支店責任者等が出席する会議を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社が設置するコンプライアンス・リスク管理委員会は、子会社の業務について、取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、持株会社として子会社がその事業特性に応じた効率的な事業運営が 行われるよう、経営管理、統括を行う。
- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 子会社の業務執行の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、内部監査室が内部監査規程等に準じ、監査等を行う。子会社の取締役及び使用人は、社内通報制度に基づき、子会社の事業活動に法令違反の疑義のある行為や企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、 当該使用人を配置するものとし、詳細については監査等委員会と相談し、その 意見を十分考慮する。

(7) 6項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として指名された者は、監査業務を補助するにあたり監査等委員会から命令を受けた事項について、取締役の指揮・命令を受けない。

(8) 監査等委員会の6項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、当該使用人の配置と人事上の独立性に関して十分な配慮を行う。

(9) 監査等委員会への報告に関する体制

イ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査等委員会に対し当該事象を速やかに報告しなければならず、 監査等委員会の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に 応じて監査等委員会からのヒアリングに応じる。監査等委員会に対し、内部監 査室から内部監査に関する報告を行う。

コ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等 委員会に報告するための体制

子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査等委員会に対し、当該事象を速やかに報告しなければならず、監査等委員会の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に応じて監査等委員会からのヒアリングに応じる。

(10) 9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

9項の報告をしたことを理由として、当社及び子会社は、当該報告者に対し、不利な取扱いをしない。

(11) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の 当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が当社に対し、その職務の執行について生じる費用の前払い又は 償還の手続等の請求を行った場合、当社がその請求に係る費用又は債務が当該 監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこ れに応じる。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会による監査やその他ヒアリング等の監査業務に協力する。監査等委員が毎月開催される取締役会・子会社会議等に出席し、取締役・執行役員等の業務報告や経営意思決定の審議過程を確認し、必要によっては意見を述べるとともに、監査法人及び内部監査室と緊密な連携を保つことができる体制を確保することにより、監査の実効性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保する体制を整備しておりますが、当事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)における運用状況の概要は下記のとおりとなっております。

- ① 取締役会の開催状況ですが、当事業年度では15回開催しております。当社の取締役会は、社外取締役を含む8名で構成されており、各種法令、定款、及び各規程に基づき、取締役会での意思決定が必要である事項について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。各議案につきましては、当社と利害関係の無い社外取締役からも活発なご意見を頂いており、取締役会の実効性は確保されております。
- ② 当社及び子会社から成る企業集団における主な会議の開催状況ですが、子会社の全取締役が参加する子会社会議については原則毎月開催し、業績や財政状態に影響を及ぼす重要事項の審議、決定、報告を行う他、リスク回避のための施策等について、審議、決定、報告を行い、職務の執行の適正性、実効性を確保しております。
- ③ 監査等委員会の開催状況ですが、当事業年度では12回開催しております。当社 の監査等委員会は、社外取締役を含む3名で構成されており、取締役会への参 加を通して、取締役の職務の執行を厳正に監督しております。また、監査等委員は、監査等委員会にて定めた監査計画に基づき監査を行い、内部監査室と原 則毎月、意見・情報交換を行うとともに、会計監査人とも定期的に会議をも ち、意見・情報交換を行っております。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社から成る企業集団の業務執行の内部監査ならびに、内部統制監査を実施しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額については千円未満を切捨て、比率等については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の	部	負債の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	23,094,995	流動負債	6,560,379
現金及び預金	16,426,445	買掛金	2,239,785
売掛金及び契約資産	6,045,337	未払法人税等	1,238,007
棚卸資産	38,094	未払消費税等	857,341
その他	585,117	賞 与 引 当 金	700,325
	505,117	そ の 他	1,524,919
固定資産有形固定資産建物及び構築物機械装置及び車両運搬具工具器具備品土地	10,733,476 8,598,558 1,489,203 118,603 122,698 6,798,672	固 定 負 債 役員退職慰労引当金 資 産 除 去 債 務 退職給付に係る負債 そ の 他	1,471,665 486,950 268,673 493,321 222,720
リース資産	66,255		8,032,044
建設仮勘定	3,125		
	5,125	株主資本	25,156,642
無形固定資産	158,626		1,000,000
$\begin{bmatrix} m & m & m & k \end{bmatrix}$	95,610	資本剰余金	669,833
その他	63,015	利益剰余金	24,505,499
	05,015	自 己 株 式	△1,018,690
投資その他の資産 敷金及び保証金 保険積立金 繰延税金資産 その他	1,976,291 779,735 254,529 819,007 123,018	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額	△ 43,522 15,693 24,654 △83,870
		非支配株主持分	683,307
		純 資 産 合 計	25,796,427
資 産 合 計	33,828,472	負債・純資産合計	33,828,472

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金	額
売 上 高		46,875,964
売 上 原 価		34,383,720
売 上 総 利 益		12,492,243
販売費及び一般管理費		6,178,005
営 業 利 益		6,314,238
営 業 外 収 益		
消費税等免税益	51,224	
助成金収入	13,559	
その他	18,776	83,561
営 業 外 費 用		
その他	4,340	4,340
経常利益		6,393,458
特 別 利 益		
子会社株式売却益	35,411	
固定資産売却益	217	35,629
特 別 損 失		
固定資産除却損	12,061	12,061
税金等調整前当期純利益		6,417,026
法人税、住民税及び事業税	2,146,694	
法人税等調整額	△102,537	2,044,156
当 期 純 利 益		4,372,870
非支配株主に帰属する当期純利益		201,597
親会社株主に帰属する当期純利益		4,171,272

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	1,000,000	677,179	21,163,271	△1,018,598	21,821,851
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△829,044		△829,044
親会社株主に帰属する当期純利益			4,171,272		4,171,272
連結子会社の自己株式の取得による 持分の 増減		△55			△55
連結子会社の増資による 持分の増減		△7,290			△7,290
自己株式の取得				△91	△91
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	△7,346	3,342,228	△91	3,334,791
2022年3月31日残高	1,000,000	669,833	24,505,499	△1,018,690	25,156,642

	その他の包括利益累計額					
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株 主持分 	純資産合計
2021年4月1日残高	17,418	△9,599	△16,312	△8,493	489,211	22,302,570
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△829,044
親会社株主に帰属する当期純利益						4,171,272
連結子会社の自己株式の取得による 持 分 の 増 減						△55
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減						△7,290
自己株式の取得						△91
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,725	34,254	△67,558	△35,029	194,096	159,066
連結会計年度中の変動額合計	△1,725	34,254	△67,558	△35,029	194,096	3,493,857
2022年3月31日残高	15,693	24,654	△83,870	△43,522	683,307	25,796,427

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 16社すべての子会社を連結の範囲に含めております。
 - (2) 連結子会社の名称

WDB株式会社、WDB事業承継パートナーズ株式会社、WDBココ株式会社、WDB独歩株式会社、WDB工学株式会社、WDB臨床研究株式会社、WDB Medical Data,Inc.及び同社の子会社2社、WDB India Pvt, Ltd.、ネゾット株式会社、Oy Medfiles Ltd.及び同社の子会社3社、株式会社コーブリッジ

なお、前連結会計年度において連結子会社であったWDBケミカルラボラトリー株式会社は、同じく連結子会社であるWDB株式会社と吸収合併しております。

また、WDB機能化学株式会社は当連結会計年度において清算しており、株式会社カケンジェネックスは当連結会計年度において全株式を譲渡しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法によっております。

(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3~50年

機械装置及び車両運搬具 2~10年

工具器具備品 2~20年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく、定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によってお ります。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額 を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、人材派遣・人材紹介等の人材サービスに加え、医薬品等の開発業務の代行・支援を行うCROサービスを提供しております。サービスは、主に派遣契約と業務受託契約に基づいて提供しており、顧客との契約内容によって一定期間にわたり、または一時点で、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

各事業における固有の状況につきましては、以下のとおりであります。

・ 人材サービス事業

人材派遣サービスに関しては、顧客に対して契約期間にわたり人材を派遣し労働を提供することを履行義務と判断しております。人材派遣サービスは、契約期間内に日常的、反復的に行われるものであり、顧客との契約を履行するにつれて、顧客は便益を享受するため、履行義務は一定の期間で充足されると判断し、契約上の派遣単価と提供した派遣サービス時間に基づいて収益を認識しております。

人材紹介サービスに関しては、顧客が求める人材を紹介し、紹介した人材が顧客企業に入社することを履行義務と判断しております。人材紹介サービスに対する支配は紹介した人材が顧客企業に入社した時点で移転して履行義務が充足されると判断し、当時点において契約上の金額で収益を認識しております。

・ CRO事業

CRO事業のサービスに関しては、契約に含まれる各受託業務を関連性のある一定の単位に集約したサービスを提供することを履行義務と判断しております。成果物の作成等を履行義務とするものについては、所定の成果物を納入し検収を受けた時点で契約上の金額に基づいて収益を認識しております。継続的な業務の提供を履行義務とするものについては、顧客は業務の進捗に応じて便益を享受するため、履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、契約内容に応じて主に提供したサービスの実績に固定単価を乗じた金額を請求する契約については契約に基づいた固定単価に実際業務数または実際業務時間を乗じた金額、契約期間にわたって一定の業務を実施する契約については契約上の金額を契約期間で按分した金額に基づき収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- ②退職給付に係る会計処理の方法
 - a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理額 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定 の年数(5年)による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

③のれんの償却に関する事項 のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。 以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりであります。

- ・各種契約に基づき顧客より受け取る通勤交通費等の金額 (適用前) 売上には計上せず、当該費用の減額として処理 (適用後) 売上に計上し、当該費用の減額は行わない
- ・顧客に成果物等を提供する取引のうち、収益認識会計基準第38項の要件に該当するもの
 - (適用前) 当該成果物等の提供がなされるまで売上計上は行わず、生じた原価は 仕掛品として計上し、成果物等の提供時に売上及び売上原価を計上
 - (適用後) 当該成果物等の提供が未だなされていない場合であっても、履行義務を果たした部分については売上及び売上原価を計上し、仕掛品は発生しない

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額は軽微であるため、累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減せずに新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等を適用しない場合に比べて、当連結会計年度の 売上高は、501,143千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、 経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。 以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時 価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10 号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定 会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1.976.196千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末の発行済株式に関する事項
 普通株式
 20,060,000株

- 2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議		配 当 金 の 総額(千円)		基準日	効 力 発 生 日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	444,131	22.50	2021年 3月31日	2021年 6月25日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	384,913	19.50	2021年 9月30日	2021年 12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年6月23日開催の第37期定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

① 配当金の総額

592,174千円

② 1株当たり配当額

30.0円

③ 基準日

2022年3月31日

④ 効力発生日

2022年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、賃借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社グループは、与信管理マニュアルに従い、営業債権については、 新規取引時に与信管理を行うと同時に、個別の取引毎で支払条件等の確 認を行っております。
 - ②市場リスク(金利等の変動リスク)の管理 当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等 を把握しております。
 - ③資金調達に係る流動性リスクの管理 当社グループは、当社の経営企画部が当社並びに子会社の状況を確認 し、日繰りで資金繰りを行っており、それらを基に資金繰り計画を作 成・変更しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日において、該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	89,606	89,606	_
(2) 敷金及び保証金	779,735	779,632	△102
資産計	869,341	869,239	△102

- (注) 1. 現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払法人税等及び未 払消費税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に 近似するものであることから、記載を省略しております。
 - 2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	1,737

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市

場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又

は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1

のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて

算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定

された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

, sile () e la company de la c				
VΔ	時価 (千円)			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	89,606	_	_	89,606
資産計	89,606	_	_	89,606

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		779,632	_	779,632
資産計	_	779,632	_	779,632

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主として事業所の賃借先に差し入れているものであります。これらの時価は、将来の賃借期間を見積り、その期間に対応する国債利回りで割り引いており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		顧客との契約から 生じる収益	計	
	人材サービス	人材派遣	39,599,934	
				40,247,155
報告	事業	人材紹介	647,221	10,2 17,133
セグメント	○□○車業	国内会社	4,064,844	6 220 1 45
	CRO事業 	海外会社	2,265,301	6,330,145
	46,577,301			
	298,662			
合計				46,875,964

- (注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、 ガスインジェクション装置等やバイオ関連機器の開発製造事業を含んでお ります。
 - 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - (1) 人材サービス事業

人材派遣サービスに関する取引の対価は、月次締後、概ね3カ月以内に 受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

人材紹介サービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、履行義務を 充足する前に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) CRO事業

CROサービスに関する取引の対価は、月次締後、概ね4カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報(1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度 期首残高 期末残高		
顧客との契約から 生じた債権	5,904,704	5,740,461	
契約資産	259,633	304,876	
契約負債	192,452	178,480	

契約資産は、当連結会計年度末時点で履行義務が充足された対価のうち、法的な請求権がないものであります。契約資産は法的な請求権を獲得した時点で債権に振り替えられております。これは通常、サービスの提供が完了して請求書を顧客に発行した時点であります。

契約負債は、サービスの提供に対する前受金に関係するものであり、収益の認識に基づき取崩されるものであります。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた額は、175,654千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は概ね1年以内に収益を認識すること を見込んでいるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

1.272円25銭

2. 1株当たり当期純利益

211円32銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の	部	負債の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,927,408	流動負債	678,150
現金及び預金	1,144,921	短期借入金	500,000
そ の 他	782,487	未払金	157,977
固定資産	11,753,418	その他	20,173
有形固定資産	8,081,392	固定負債	772,630
建物	1,241,211	繰延税金負債 役員退職慰労引当金	64,109
構築物	13,106	資産除去債務	486,950 221,570
車両及び運搬具	122	食性的公债 合 計	1,450,781
工具器具備品	24,764	紅 資 産 の	_
機 械 装 置	390	株主資本	12,214,352
土 地	6,798,672	資 本 金	1,000,000
建設仮勘定	3,125	資 本 剰 余 金	218,024
無形固定資産	14,400	資本準備金	52,525
ソフトウェア	14,400	その他資本剰余金	165,498
投資その他の資産	3,657,625	利益剰余金	12,015,018
投資有価証券	91,343	利益準備金	197,474
関係会社株式	2,860,890	その他利益剰余金	11,817,543
敷金及び保証金	664,676	別 途 積 立 金 繰越利益剰余金	2,350,000
保険積立金	249,406	自己株式	9,467,543 \(\triangle 1,018,690
その他	110,084	評価・換算差額等	15,693
投資損失引当金	△ 318,776	その他有価証券評価差額金	15,693
		純 資 産 合 計	12,230,045
資 産 合 計	13,680,827	負債・純資産合計	13,680,827

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 営業収 営業費 営業利 営業外収 受取利息及び配当 貸倒引当金戻入	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	金 	額 2,510,500 876,175 1,634,325
営業費営業利営業外収受取利息及び配当貸倒引当金戻入	用 益 益		876,175
営業利 営業外収 受取利息及び配当 貸倒引当金戻入	益 益		
営業外収 受取利息及び配当 貸倒引当金戻入	益		
営業外収 受取利息及び配当 貸倒引当金戻入			, ,
貸倒引当金戻入	全	1	
	<u>\1/</u>	6,756	
 	額	131,435	
投資損失引当金戻入	額	84,081	
その	他	2,662	224,936
営業外費	用		
支 払 利	息	1,666	
そ の	他	1,322	2,989
経常利	益		1,856,271
特 別 利	益		
子会社株式売却	益	77,460	77,460
特 別 損	失		
子会社株式評価	損	104,272	
子会社清算損	失	1,457	
固定資産除却	損	28	105,757
税引前当期純和	利益		1,827,974
- 法人税、住民税及び事	業稅	25,031	
İ	整額	△4,693	20,337
法人税等調整			
支 払 利 の 常 利 の 常 利 の 将 利 の 将 利 一	息他 益 益 失 損失損 〕 業	1,322 77,460 104,272 1,457 28 25,031	1,856,271 77,460 105,757 1,827,974

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金					
	貝	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
2021年4月1日残高	1,000,000	52,525	165,498	218,024			
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	_		_				
2022年3月31日残高	1,000,000	52,525	165,498	218,024			

			株主	資	本		
		利益					
		その他利益剰余金		利益剰余金] 自己株式	株主資本	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計		合計	
2021年4月1日残高	197,474	2,350,000	8,488,950	11,036,425	△1,018,598	11,235,850	
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当			△829,044	△829,044		△829,044	
当期純利益			1,807,637	1,807,637		1,807,637	
自己株式の取得					△91	△91	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	_	_	978,592	978,592	△91	978,501	
2022年3月31日残高	197,474	2,350,000	9,467,543	12,015,018	△1,018,690	12,214,352	

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
2021年4月1日残高	17,418	17,418	11,253,269
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△829,044
当 期 純 利 益			1,807,637
自己株式の取得			△91
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,725	△1,725	△1,725
事業年度中の変動額合計	△1,725	△1,725	976,775
2022年3月31日残高	15,693	15,693	12,230,045

⁽記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3~50年車両及び運搬具5~6年丁具器具備品2~20年

3. 引当金の計上基準

(1) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計 上しております。

(2) 投資損失引当金、貸倒引当金

関係会社への投資及び貸付金に対する損失に備えるため、投資先の財政 状態及び経営成績等を勘案した必要額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記いたしました。 なお、前事業年度の「未払金」は22,256千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 2,860,890千円 投資損失引当金 318,776千円

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理することとしております。

また、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、期末における実質価額が30%以上低下した際には、投資損失引当金を計上しております。

実質価額は、資産等の時価評価に基づく評価差額、及び超過収益力等を反映した 1株当たり純資産額を基礎として算定しております。

関係会社株式の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の経営環境が悪化した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式又は投資損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,118,514千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権378,219千円短期金銭債務642,479千円長期金銭債権78,446千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益2,507,500千円営業費用332,108千円営業取引以外の取引高6,484千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 320,866株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

4旦7ゴエ	4人次立
怨址	总金資産

<u>你是仇业只任</u>	
役員退職慰労引当金	148,909千円
ゴルフ会員権	10,045千円
投資損失引当金	97,481千円
資産除去債務	67,756千円
減価償却費	36,785千円
子会社株式(会社分割に伴う承継会社株式)	12,723千円
子会社株式評価損	159,030千円
繰越欠損金	89,295千円
その他	14,974千円
繰延税金資産小計	637,003千円
評価性引当額	△637,003千円
繰延税金資産合計	
繰延税金負債	
資産除去債務	57,196千円
その他有価証券評価差額金	6,912千円
繰延税金負債合計	64,109千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.58%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%
住民税均等割額	0.13%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△28.87%
繰越欠損金	△1.20%
評価性引当額の増減	0.30%
その他	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.11%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

下記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				営業収益 (注1)	716,712	長 期 未収入金	72,470
WDB(株)	 所有	兼任3名	経営支援	営業費用 (注2)	166,913	未払金	2,871
VV D B (M)	直接100	邢江 3 石	栓呂又抜	資金の借入 (注3)	500,000	短期借入金	500,000
				利息の支払	1,666	未払費用	1,249
ネゾット㈱	所有	兼任3名	経営支援	営業費用 (注4)	148,395	未払金	138,357
1 7 7 1 (M)	直接100	*	性白又扱	資金の貸付 (注3)	81,083	貸付金	255,290

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 営業収益については、経営の管理指導等を行うために一定の合理的な基準に基づき決定しております。
- 2. 営業費用である出向料については、出向者の人件費相当額を基礎として、業務内容を勘案し、当事者間の合意により決定しております。
- 3. 資金の貸付および借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 4. 営業費用である外注費については、業務内容を勘案し、当事者間の合意により決定しております。

(収益認識に関する注記)

純粋持株会社の当社の主な収益は、子会社からの経営管理サービスの報酬、WDBブランドの使用料及び受取配当金であります。

経営管理サービスの報酬については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することを履行義務と判断しております。経営管理サービスは、契約期間内に日常的、反復的に行われるものであり、契約を履行するにつれて、子会社は便益を享受するため、履行義務は一定の期間で充足されると判断し、契約上の金額を契約期間に按分し収益を認識しております。

WDBブランドの使用料に関しては、子会社に対して上場会社の信用力を提供することを履行義務と判断しております。WDBブランドの使用は、契約期間内に日常的、反復的に行われるものであり、契約を履行するにつれて、子会社は便益を享受するため、履行義務は一定の期間で充足されると判断し、契約上の金額を契約期間に按分し収益を認識しております。

これらの取引の対価は、月次締後、1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

619円58銭

2. 1株当たり当期純利益

91円58銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

WDBホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 神 戸 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 目 細

実

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 村 上 育 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、WDBホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、WDBホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計 算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認 める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容 を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの 整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計 算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報 告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企 業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、 構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実 施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

WDBホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 事 神 戸

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 日 細 実

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 育 業務執行社員

史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、WDBホールディングス株式会 社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書 類等 という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記 載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立し ており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内 容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセ スの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当 監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程にお いて、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相 違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な 誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合 には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のな い計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す ることが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、 構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、関連する部門等と連携の上、 重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
 - また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会及び重要会議に出席するほか、その子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、会社の内部監査部門と連携しつつ、子会社の主要拠点において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

WDBホールディングス株式会社 監査等委員会 常勤監査等委員 鵜 飼 茂 一 印 監査等委員 濱 田 聡 印 監査等委員 有 田 知 徳 印

(注) 監査等委員濱田聡及び有田知徳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する 社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。 期末配当に関する事項

第37期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金 30円00銭 総額592,174,020円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款 に定めることが義務付けられることから、変更案第19条(電子提供措置 等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則第2条(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)を新設するものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	 現	行	定	款		 変	更	 案
					_(電子提	是供措置等)	_	
		(新	灵)		第19条	当会社は、	、株主総会	の招集に際
						し、株主約	総会参考書類	等の内容で
						ある情報は	こついて電子	~提供措置を
						<u>とる。</u>		
					<u>2.</u>	当会社は、	電子提供指	置をとる事
								<u> </u>
								1て、議決権
								<u> E付請求をし</u>
								する書面に記
							とを要しな	いものとす
** 7 **	7/401				<i>^//</i> → <i>→</i>	<u>る。</u>		
第7章	门门门门				第7章	附則 ・今後以の恵る	'+日/++ / - 8日 - ナ フ	(2)(日井二二)
		/☆⊏	=п.\				提供に関する 2 (## -> ///)	
		新	設)		第2条			会参考書類等
								たとみなし提 対第19条 (電
								次月19末(电 没は、2022
								と生ずるもの
						<u> </u>		2 1 9 0 0 0 0 7
					2		宝にかかわ!	らず、2022
					<u> </u>			<u>3 / 、 2 0 2 2</u> 引以内の日を
								未主総会につ
						いては、気	 E款第19条	(株主総会参
						考書類等0	ロインターネ	マット開示と
						みなし提供	<u>せ</u>) は、なお	3効力を有す
						<u>る。</u>		
					<u>3.</u>	本条の規定	主は、2022	2年9月1日
						<u>から6か月</u>]を経過した	1日または前
						項の株主約	総会の日から	53か月を経
								星い日後にこ
						れを削除す	<u>する。</u>	

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本 議案において同じ。)全員が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお 願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任方針については、所管する部署・事業に関し、戦略的かつ迅速な意思決定を行うとともに、リスク管理を行うことができる能力、知識、経験を有していることとの観点から、総合的に検討しております。

また、社外取締役の候補者の指名にあたっては、会社法に定める社外要件および東京証券取引所が定める独立性基準に加え、各分野における専門知識、豊富な経験を有していることとの観点から総合的に検討しております。

当社は、取締役について、法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、取締役会において当該取締役の役位の解職その他の処分について、審議の上決定いたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	が の とし みつ 中 野 敏 光 (1956年7月11日)	1982年8月 アリコジャパン入社 1985年7月 (㈱ワークデーターバンク (現 WDBホールディングス(株)) 設立 代表取締役社長 (現任) 2010年4月 事業承継パートナーズ(株) (現 WDB事業承継パートナーズ(株)) 代表取締役 2011年4月 (㈱アイ・シー・オー (現 WDBココ(株))取締役 (現任) 2012年12月 WDB工学(株)代表取締役 2012年12月 WDB工学(株)代表取締役 2013年3月 電助システムズ(株)(現 WDB臨床研究(株))取締役 (現任) 2014年4月 (㈱カケンジェネックス 取締役2014年11月 WDB工学(株)取締役 (現任) 2015年6月 WDB独歩(株)取締役 (現任) 2016年4月 WDBケミカルラボラトリー(株)取締役2017年2月 ネゾット(株)代表取締役 (現任) 2020年6月 WDB事業承継パートナーズ(株)代表取締役会長 (現任)	600,000株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	まま つか み き 大 塚 美 樹 (1964年1月16日)	1986年 4 月 奥内ビル㈱入社 1986年 9 月 当社入社 1995年11月 社会保険労務士 登録 1996年10月 当社取締役 2000年 7 月 当社専務取締役 (現任) 2010年 4 月 事業承継パートナーズ(株) (現 WDB事業承継パートナーズ(株)) 取締役 (現任) 2011年 4 月 (株)アイ・シー・オー (現 WDBココ(株)) 代表取締役 2011年11月 WDB(株)専務取締役 (現任) 2012年12月 WDB工学(株)取締役 (現任) 2013年 3 月 電助システムズ(株)(現 WDB臨床研究(株))代表取締役 2014年 4 月 WDBユニバーシティ(株)代表取締役 (現任) 2017年 2 月 ネゾット(株)取締役 (現任) 2017年 3 月 Oy Medfiles Ltd. Chairman (現任) 2017年 6 月 (株)コーブリッジ 代表取締役 (現任) 2020年 6 月 WDB臨床研究(株)取締役 (現任) 2020年 6 月 WDBによのアの場では、現代)	480,000株
3	なか おか きん や 中 岡 欣 也 (1971年11月25日)	1995年4月 (株)さくら銀行(現(株)三井住友銀行)入行 2007年2月 当社入社 2007年10月 当社営業企画部長 2010年4月 WDB(株)立川支店長 2012年3月 当社経営企画室長(現経営企画部 部長)(現任) 2014年6月 当社取締役(現任)	2,653株
4	くろ だ きょ ゆき 黒 田 清 行 (1970年1月12日)	1996年 4 月 弁護士登録 2002年 5 月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー 2005年11月 当社社外監査役 2009年 6 月 当社社外取締役(現任) 2018年 6 月 ㈱不動テトラ 社外取締役(監査等委員) (現任) 2019年 5 月 弁護士法人三宅法律事務所代表社員(現任)	1,071株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	* *** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	2003年10月 弁護士登録 2005年7月 木村法律事務所開設 木村法律事務所所長(現任) 2009年6月 当社社外監査役 2012年6月 当社社外取締役(現任) 2014年6月 フジプレアム㈱社外取締役(現任) 2017年6月 播陽証券㈱社外監査役(現任)	1,258株

- (注) 1. 取締役候補者 中野敏光氏は、当社の経営を支配しているものであります。
 - 2. 他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 黒田清行氏および木村裕史氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. ①社外取締役候補者 黒田清行氏には、弁護士としての経験と見識が豊富であり、法律の 専門家として、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点 で、独立性をもって経営の監視を遂行していただくことを期待しております。
 - なお、同氏は既に13年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
 - ②社外取締役候補者 木村裕史氏は、弁護士としての経験と見識が豊富であり、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただいており、当社のコーポレートガバナンス強化の面において助言等をいただくことを期待しております。
 - なお、同氏は既に10年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
 - 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、黒田清行氏および木村裕史氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、黒田清行氏および木村裕史氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、子会社取締役を含む被保険者の過誤、義務違反、不作為等を理由に提起された損害賠償請求、非金銭的請求および刑事訴追に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 7. 当社は、黒田清行、木村裕史の両氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として、同取引所に届け出ております。
 - 8. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。 (1 株未満切捨て表示)

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	。 親 飼 で茂 一 (1949年11月20日)	1972年4月 姫路信用金庫入社 2001年12月 税理士登録 2006年6月 ㈱姫信不動産サービス代表取締役 2007年1月 当社入社経営企画室監査部長 2007年6月 当社常勤監査役 2010年4月 事業承継パートナーズ㈱) (現 WD B事業承継パートナーズ㈱) 監査役 (現任) 2011年4月 ㈱アイ・シー・オー (現 WD Bココ㈱) 監査役 2011年6月 WD B独歩㈱ 監査役 (現任) 2011年11月 WD B㈱ 監査役 (現任) 2012年4月 WD Bユニバーシティ㈱監査役 2012年12月 WD Bエ学㈱ 監査役 (現任) 2013年3月 電助システムズ㈱ (現 WD B 臨床研究 ㈱) 監査役 (現任) 2014年4月 ㈱カケンジェネックス 監査役 2017年2月 ネゾット㈱ 監査役 (現任) 2017年6月 ㈱コーブリッジ 監査役 (現任) 2017年6月 ㈱コーブリッジ 監査役 (現任) 2018年6月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現 任)	10,258株
2	ばま だ 濱 田 聡 (1952年10月3日)	1984年 9月 公認会計士 濱田聡経営会計事務所開設 1994年 5月 ㈱西松屋チェーン 社外監査役 2005年 6月 当社社外監査役 2014年 9月 ハマダ税理士法人設立 代表社員(現任) 2015年 6月 グローリー(株) 社外監査役 2016年 5月 ㈱西松屋チェーン 社外取締役 2018年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年 6月 グローリー(株) 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年 5月 ㈱西松屋チェーン 社外取締役(監査等委員)(現任)	3,898株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	有 田 知 德 (1948年2月1日)	2005年9月最高検察庁公安部長2009年1月福岡高等検察庁検事長2010年4月第一東京弁護士会弁護士登録2010年6月㈱ゆうちょ銀行 社外取締役、指名委員会委員長2011年6月当社社外監査役2015年6月ブラザー工業㈱ 社外監査役2016年6月福山通運㈱ 社外取締役2018年6月当社社外取締役(監査等委員)(現任)2019年12月長谷川香料㈱ 社外監査役(現任)	1,258株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 濱田聡氏および有田知徳氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 監査等委員である取締役候補者 鵜飼茂一氏は、金融機関における長年の経験があり、また税理士資格も有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. ①社外取締役候補者 濱田聡氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する高度な知見を有しており、専門的見地から社外取締役としての役割を果たすことが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は4年であります。
 - ②社外取締役候補者 有田知徳氏は、検事としての経験が豊富であり、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役候補者といたしました。なお、監査等委員である社外取締役としての在任期間は4年であります。
 - 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各候補者との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、各候補者が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、子会社取締役を含む被保険者の過誤、義務違反、不作為等を理由に提起された損害賠償請求、非金銭的請求および刑事訴追に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 7. 当社は、濱田聡、有田知徳の両氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として、 同取引所に届け出ております。
 - 8. 監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。 (1株未満切捨て表示)

メモ		

メモ		

メモ		

メモ		

株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県姫路市豊沢町79番地 当社本社ビル5階講堂 電話(079)287-0111(代)



■交通

JR (山陽新幹線・在来線) 姫路駅南口徒歩5分

